

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における母子の保護措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の取扱者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
②事務の概要	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ・【助産施設】児童福祉法に基づき、保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設に入所させ助産措置を行う。 ・【母子生活支援施設】児童福祉法に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認めるときに、母子生活支援施設に入所させ保護措置を行う。 ・特定個人情報ファイルは、児童福祉法の規定に従い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条各号に掲げる事務に使用する。 ①措置の決定、実施等に係る入所要件の確認(生活保護世帯要件、住所要件等) ②入所及び徴収金額の決定及び通知
③システムの名称	紙ファイルで管理
2. 特定個人情報ファイル名	
助産施設保護台帳ファイル、母子生活支援施設入所者ケースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項、別表第1の8及び9並びに番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条第4号及び第9条 (2)番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2の16及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 こども未来部 あんしん子育て推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 こども未来部 あんしん子育て推進課(745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1番地 TEL:0834-22-8550)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 こども未来部 あんしん子育て推進課(745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1番地 TEL:0834-22-8550)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

